

(公 印 省 略)
令和 4 年 1 0 月 3 日

保護者 各位

群馬県立前橋高等学校
校 長 二 渡 諭 司

新型コロナウイルス感染症の患者に対する
療養期間等の見直し等について（令和 4 年度第 4 報）

秋晴の候、保護者の皆様には、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、9 月 8 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。
今般の基本的対処方針の変更においては、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等についても見直しが行われています。

新型コロナウイルス感染症の患者の療養については、保健所からの指示が基本となりますが、今後、学校で生徒・教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、下記のとおり対応させていただきます。ただ一定期間は感染リスクが残存することに留意し、学校復帰の見極めや健康観察の徹底等をさせていただきます。保護者の皆様の御協力をお願いします。

記

療養期間等の見直しについて

1. 有症状患者の場合

- ・ 発症日から 7 日間(見直し前 10 日間)経過し、かつ、症状軽快後 24 時間(見直し前 72 時間)経過した場合には 8 日目(見直し前 11 日目)から解除が可能となります。
- ・ 療養期間の解除については、保健所や医師からの指示が基本となります。

2. 無症状患者の場合

- ・ 検体採取日から 7 日間経過した場合には 8 日目に療養解除を可能となります(これは変更ありません)。
- ・ 5 日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後(6 日目)に解除を可能となります。この場合は、検査結果を撮影した画像等を学校へ提出してください。いただいた画像を学校医と連携し、療養期間の解除を判断させていただきます。画像の提出方法は令和 4 年度第 3 報をご覧ください。

※（留意事項）

- ・ 1. にあつては 10 日間、2. にあつては 7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- ・ 群馬県 WEB ページ「群馬県健康フォローアップセンターについて」(https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00560.html)には陽性が判明してからの療養の流れも掲載しています。こちらをご覧ください。